

市川市よりそい支援事業
(重層的支援体制整備事業)実施計画

令和5年度(2023年度)

令和5年6月



市川市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的と背景	1
2 計画の位置づけと計画期間.....	2
3 計画の策定過程.....	3
第2章 市川市よりそい支援事業実施体制	4
1 包括的相談支援事業	5
2 多機関協働事業.....	7
3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	8
4 参加支援事業.....	8
5 地域づくり事業	9
6 重層的支援会議.....	12
7 連携体制の構築.....	13
第3章 計画の推進・管理	14
1 推進体制.....	14
2 計画管理	15
3 参考資料)関連計画における各事業の数値目標	16

本市では、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための仕組みとして、平成13年度から本市独自の事業として「地域ケアシステム」を開始しました。

地域ケアシステムは、地域における支え合い活動の発展に向けた仕組みで、市内14か所で地域住民が中心となって創設された「地区社会福祉協議会」が運営母体となって取り組んでいます。地域ケアシステムの活動を推進するため、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制(行政による支援体制)」という3つの基本的な考え方にに基づき、地域課題の話し合い、活動拠点での相談、情報の収集・発信等、地域住民と行政等が協働して福祉コミュニティの充実を目指しています。

平成30年度から、高齢者、障がい者、子育て家庭等の様々な人に対して、分野を横断した連携の強化により、包括的・総合的な相談が行えるような本市の体制づくりについて、福祉部、こども政策部、保健部の職員で構成する「相談支援包括化推進会議」を立ち上げ、令和4年度までに計12回の検討を重ねてまいりました。

この会議では、現状の体制では対応困難な複合課題、制度の狭間のケースに関し、分野を超えた幅広い視点での意見交換を行ってまいりました。

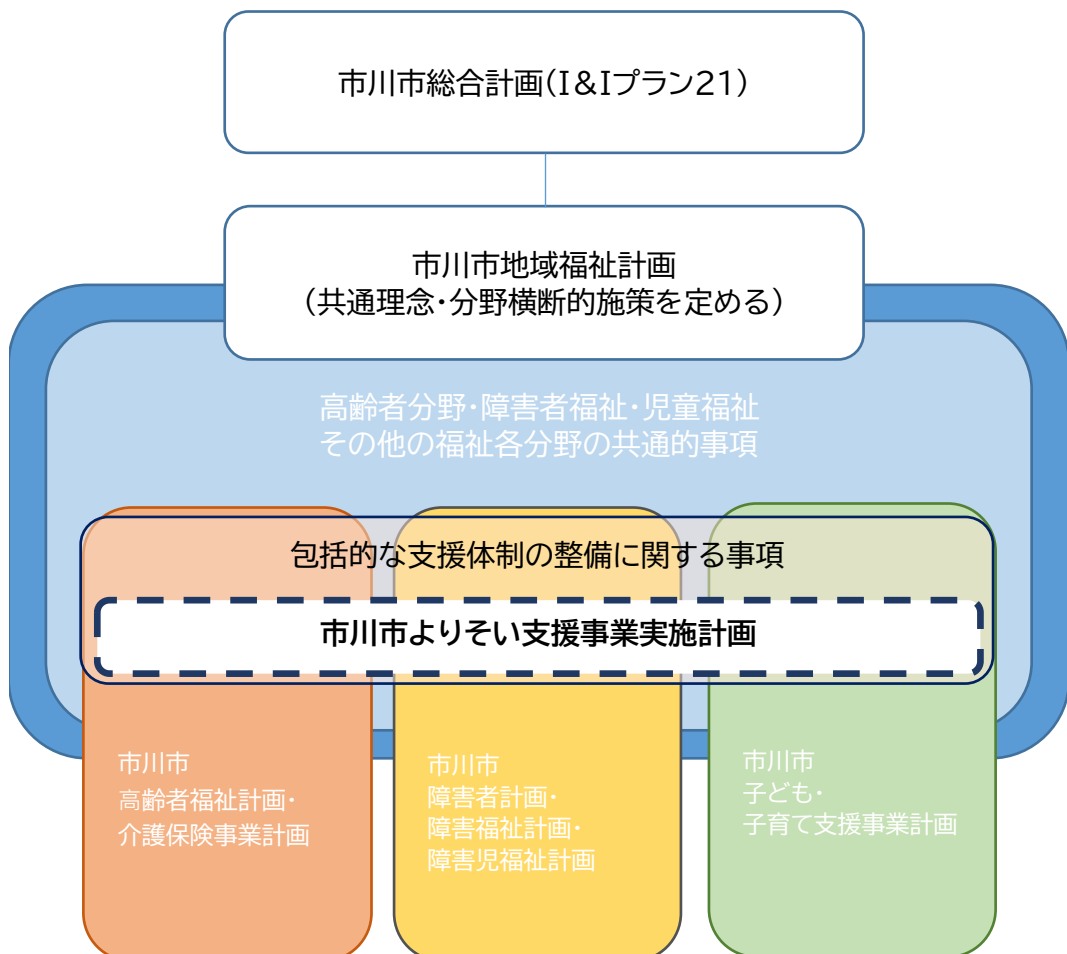
さらに、令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、本市では令和5年7月から本事業を市川市よりそい支援事業として実施することといたしました。

これまで本市が実施してきた取組をより効果的に、またさらに明確にしていくため、市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)実施計画(以下「市川市よりそい支援事業実施計画」という。)を策定することとしたものです。

市川市よりそい支援事業実施計画は、社会福祉法第 106 条の 5 において、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために策定するよう努めることとされた計画です。

社会福祉法第 107 条に基づき策定した本市の地域福祉計画は、高齢、障がい、子ども等の福祉分野の事業計画の上位計画であり、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載しています。

市川市よりそい支援事業は、包括的な支援体制を整備するための一手法として創設されたものですので、本来であれば地域福祉計画に含まれることとなります。しかしながら、現行の地域福祉計画の計画期間が平成 30 年度から令和 5 年度であることから、令和 5 年度のみ単独の実施計画として策定し、令和 6 年度以降は、今後策定する新たな地域福祉計画へ集約することとしています。



市川市よりそい支援事業実施計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「市川市社会福祉審議会(※¹)」、「市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(※²)」及び「地区推進会議(※³)」において、事業の実施に向けた説明を行い、意見の聴取を行いました。

～ 用語解説 ～

※¹市川市社会福祉審議会とは

学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障がい者福祉その他社会福祉に関する事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議を行っています。

※²市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会とは

市川市社会福祉審議会に、地域福祉に関する事項を調査審議し、調査審議の経過及び結果を審議会へ報告を行っています。

※³地区推進会議とは

地域ケアシステム推進連絡会(※³⁻¹)での検討を踏まえ、小域福祉圏(※³⁻²)ごとの地域課題に関する進行管理及び検証を行うとともに、各地区で共通する地域課題について、地域・コミュニティソーシャルワーカー・社会福祉協議会・行政の役割分担のもと解決に向けた検討を行っています。

※³⁻¹地域ケアシステム推進連絡会とは

本市における地域ケアシステムの確立に向け、地区社会福祉協議会ごとに設置されている。

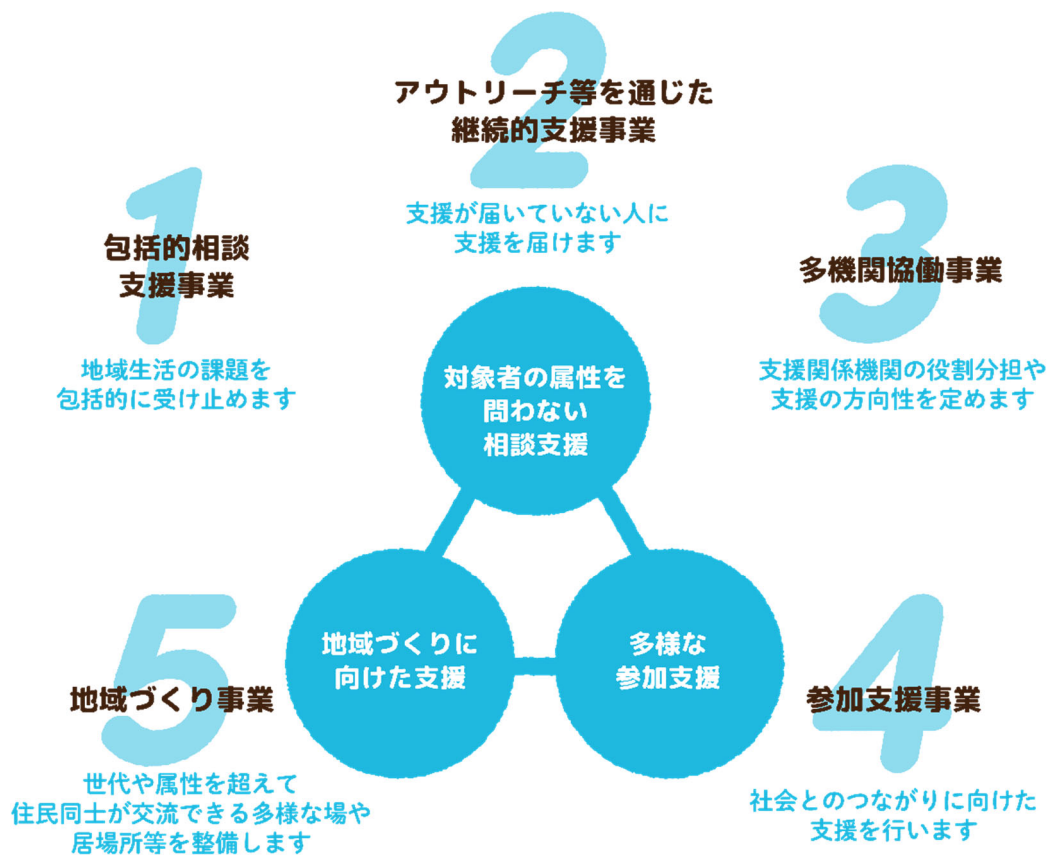
※³⁻²小域福祉圏とは

地域福祉を推進するために必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲で、市内を14地区に区分した圏域のこと。

第2章

市川市よりそい支援事業実施体制

市川市よりそい支援事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これらの3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として追加し、具体的には、下図の1から5までの事業を一体的に実施するものです。



1

包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図ります。

(1) <介護> 地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)運営

支援機関	高齢者サポートセンター(委託)【15箇所】 (国府台、国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二)
所管課	福祉部地域包括支援課

(2) <障がい> 障害者相談支援事業

支援機関	基幹相談支援センター(委託)【2箇所】 (えくる大洲ステーション、えくる行徳ステーション)
所管課	福祉部障がい者支援課

(3) <子ども> 利用者支援事業

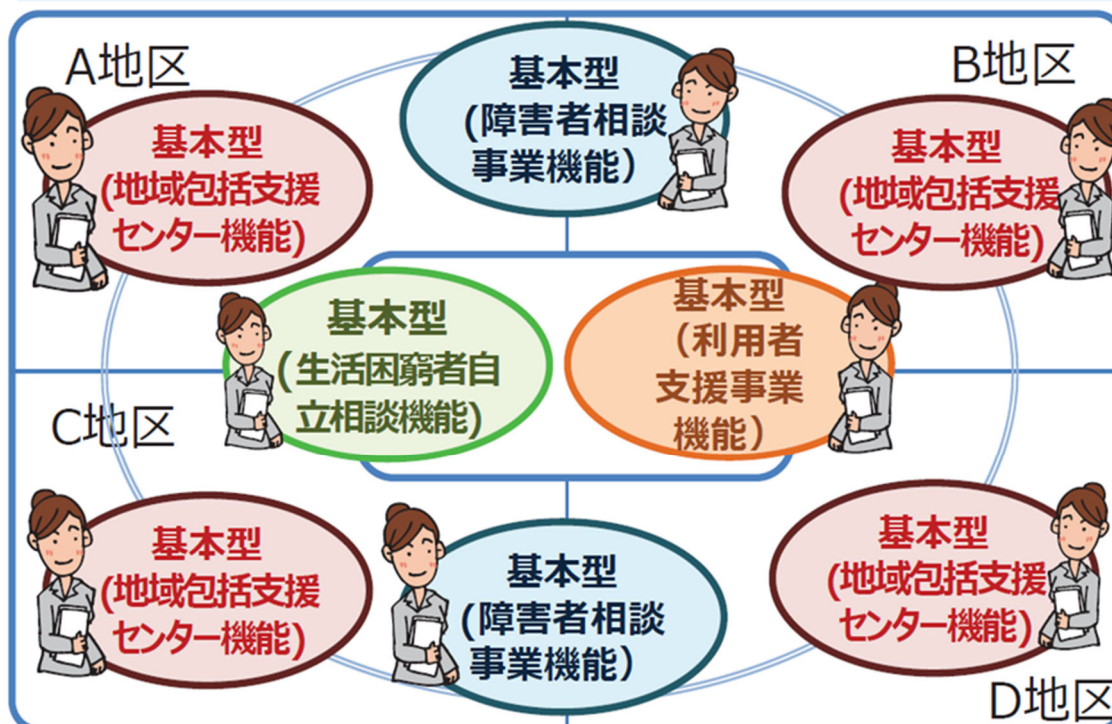
支援機関	○特 定 型:子育てナビ(直営)【2箇所】 (第1庁舎、行徳支所) ○母子保健型:母子保健相談窓口アイティ(直営)【4箇所】 (第1庁舎、市川駅南口「ザ タワーズ イースト」、南行徳保健センター、行徳支所)
所管課	○特 定 型:こども部こども施設入園課 ○母子保健型:保健部保健センター健康支援課

(4) <生活困窮>生活困窮者自立相談支援事業

支援機関	市川市生活サポートセンターそら(委託)【1箇所】 (分庁舎C棟)
所管課	福祉部地域共生課

本市における包括的相談支援事業は、4つの既存事業の拠点の設置形態は従前から変更せずに、各支援関係機関間の連携を図る「基本型」となります。従来の機能をベースとしつつも、複雑化・複合的な課題を抱えた方の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎについては、本市の包括的な相談支援体制のチームの一員として、住民の様々なニーズに対応します。

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



資料:厚生労働省「重層的支援体制整備事業の実施について(実務等)」

2

多機関協働事業

市川市よりそい支援事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題については、事例調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。

さらに、市川市よりそい支援事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

実施内容	複雑化・複合化した相談の整理、支援プランの作成、 重層的支援会議の開催
実施拠点	第1庁舎【直営・委託】
所管課	福祉部地域共生課

福祉よりそい相談窓口の設置

既存の相談支援機関では対応が難しい「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や「8050問題」、「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した課題に対応していくため、「福祉よりそい相談窓口」を7月から設置します。

実施内容	制度の狭間や複雑化・複合化した相談を受け付けます。
実施拠点	第1庁舎【直営】
所管課	福祉部地域共生課

3

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携を通じて、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人及び潜在的なニーズを抱える人に関する情報収集を行います。情報を得た場合は、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

実施内容	複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し信頼関係を構築します。
実施拠点	第1庁舎【委託】
所管課	福祉部地域共生課

4

参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握します。そして地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図るとともに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施内容	既存の社会参加に向けた事業では対応できない方への支援メニューを作り、社会資源と結びつけます。
実施拠点	第1庁舎【委託】
所管課	福祉部地域共生課

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

(1) <介護> 地域介護予防活動支援事業

実施内容	地域住民が身近な場所で自主的に集まり、介護予防に資する活動を実施、継続できるよう、「市川みんなで体操登録団体」の支援等を行います。
地域づくり支援の拠点	市川みんなで体操活動場所 【39箇所(令和5年6月1日時点)】
所管課	福祉部地域包括支援課

(2) <介護> 生活支援体制整備事業

実施内容	介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の個別課題や地域課題の把握を行います。また、多様な主体との連携しながら、地域課題を検討し、課題解決に向けた情報提供・情報共有を行います。
地域づくり支援の拠点	高齢者サポートセンター(委託)【15箇所】 (国府台、国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二)
所管課	福祉部地域包括支援課

(3) <障がい> 地域活動支援センター機能強化事業

実施内容	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会、機能訓練、社会適応訓練の提供等を実施します。
地域づくり支援の拠点	身体障がい者福祉センター(直営)【1箇所】 (地域活動支援センターⅡ型)
所管課	福祉部障がい者施設課

(4) <子ども> 地域子育て支援拠点事業

実施内容	妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
地域づくり支援の拠点	○一般型(委託)【14 箇所】 (さかえ・こどもセンター、こあらっこ・こどもセンター、シーガル・こどもセンター、妙典保育園地域子育て支援センター、わたぐも・こどもセンター、チェリーズ・こどもセンター、キッド・ステイこどもセンター、CMS いちかわキッズ子育て支援センター、昭和学院もこもこ・こどもセンター、みどりようちえんベイビーセンター、CMS 市川大野子育て支援センター、 新井親子つどいの広場、新浜親子つどいの広場、八幡親子つどいの広場) ○連携型(直営)【4箇所】 (中央こども館、市川こども館、南八幡こども館、相之川こども館)
所管課	こども部こども家庭支援課

(5) <全世代>生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	生活困窮者にかかわらず、地域におけるつながりの中で、地域住民のニーズ・生活課題を把握します。また、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。
地域づくり支援の拠点	地域ケアシステム拠点(委託)【15箇所】 (市川第一、市川第二、国府台、真間「よってこ」、八幡、菅野・須和田、曾谷、宮久保・下貝塚「宮久保 下貝塚寄り合い処」、市川東部、国分、大柏、信篤・二俣「ふれあいルーム」、行徳、南行徳、南行徳第二「ほっとスペース」)
所管課	福祉部地域共生課

重層的支援会議は、市川市よりそい支援事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものです。

市川市では、多機関協働事業者が主催し、案件ごとに構成メンバーを選定、随時開催することとしています。

(1) プランの適切性の協議

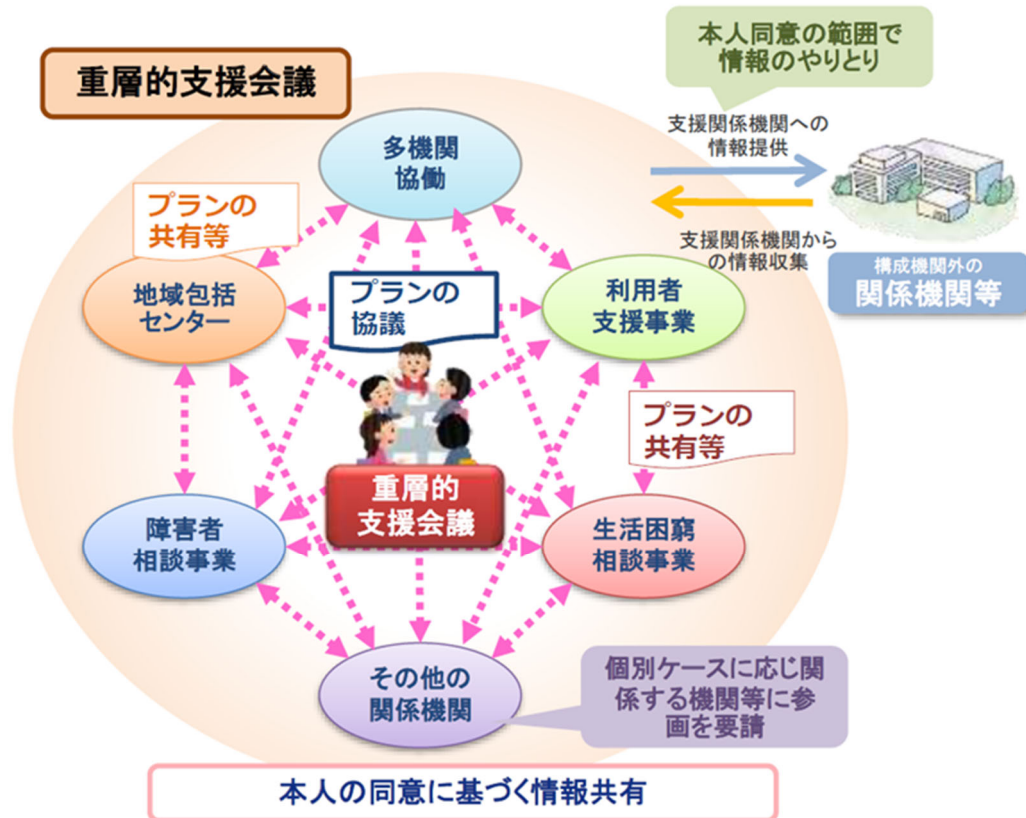
多機関協働事業者が作成したプランについて、本市と支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断します。

(2) プラン終結時の評価

多機関協働事業者が作成したプラン終結時において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するか検討します。

(3) 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討します。



市川市よりそい支援事業は、属性を問わない分野横断的な支援を行うものであり、介護、障がい福祉、子ども、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化し実施する事業です。このため、行政内部での認識の共有と方向性の確認が必要であることから、関係部局で構成される「相談支援包括化推進会議」において、実施体制の検討と連携の強化を図ります。

相談支援包括化推進会議

<基本構成課>

【福祉部】地域共生課・地域包括支援課・障がい者支援課 【総務部】多様性社会推進課
【こども部】こども家庭支援課・発達支援課 【保健部】保健センター健康支援課

※基本構成課は、下記の両部で共通とするが、「連携強化の部」については柔軟性を持たせ、一部構成員のみの参加やケースに応じた臨時メンバーの参加も可能とする。また、必要に応じて、支援関係機関の参加も可能とする。

体制検討の部

【開催目的】

- ①実施体制の検証のほか、法改正・通知発出等を踏まえ、市全体としての相談支援体制を検討
- ②対応困難なケースの検討を通じて抽出された実施体制の構造的課題の解決に向けた検討

【事務局】

福祉部地域共生課

連携強化の部

【開催目的】

- ①対応困難な複雑・複合課題のケース・制度の狭間のケースに関し、
 - ア) 他の相談支援機関と検討
 - イ) 市全体として経験を蓄積
 - 事例・対応方法のリスト化
- ②他の相談支援機関へのつながりが適切だったかを確認
- ③継続的な支援者を確認
- ④制度や組織などの構造的な課題を抽出し、「体制検討の部」へ情報を提供

【事務局】

福祉部地域共生課



第3章

計画の推進・管理

1

推進体制

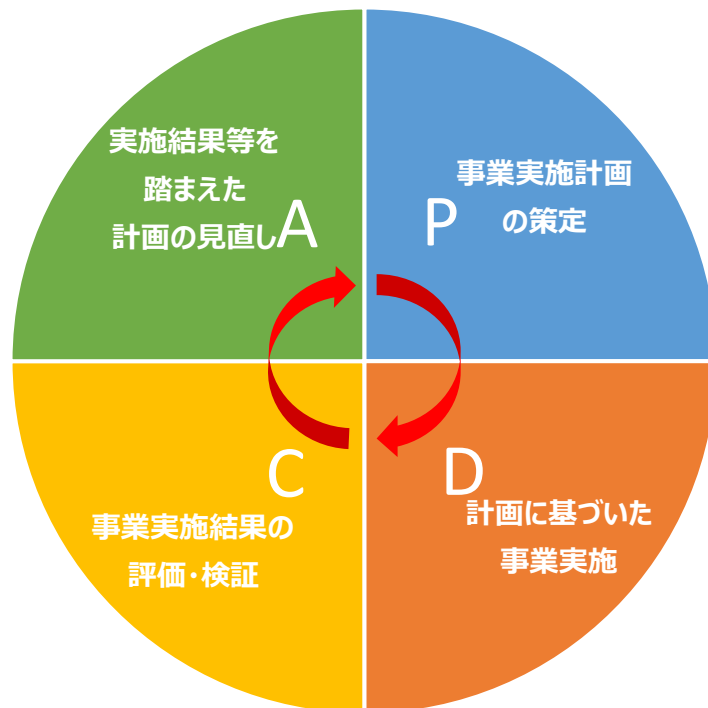
計画を推進し、市川市よりそい支援事業を適切かつ効率的に実施するためには、市、地域の支援関係機関、地域住民など幅広い関係者の共通認識のもとで緊密な連携体制の構築が必要であることから、「市川市社会福祉審議会」及び「市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」や「地区推進会議」等において、事業の具体的な内容について、丁寧な説明を行いながら、計画を推進していきます。

2

計画管理

本計画は、地域福祉計画において定める「包括的な支援体制の整備」に係る事項であるため、同計画の進行管理を行う市川市社会福祉審議会において、施策の進行管理及び評価を行います。

また、PDCA サイクルにより、社会情勢や地域の実情を踏まえ、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



参考資料として、市川市よりそい支援事業を構成する①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業のうち、本市の各計画に定める事業の数値目標を掲載します。

(1)市川市総合計画「I&Iプラン 21」 第三次基本計画 実施計画

事業名等	令和5年度 数値目標
包括的相談支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)	
支援が必要な方に対する支援プラン作成率	100%
多機関協働事業	
相談支援機関等から多機関協働事業につながったケース数	210 件
地域づくり事業(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)	
地域ケアシステムにおけるサロン箇所数	120 サロン

(2)第4期市川市地域福祉計画

事業名等	令和5年度 数値目標
包括的相談支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)	
自立相談支援事業における新規相談受件数	500 件
地域づくり事業(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)	
地域活動応援制度における提供施設数	20 施設

(3)第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

事業名等	令和5年度 数値目標
包括的相談支援事業(地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)の運営)	
高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実	53,500 件
地域づくり事業 (生活支援体制整備事業)	
生活支援サポーター養成研修の受講人数	50 名

(4)第2期市川市子ども・子育て支援事業計画

事業名等		令和5年度 数値目標
包括的相談支援事業(利用者支援事業)		
特 定 型	実施箇所数	2箇所
	子育てナビ利用者数(延べ)	9,000人
	出張子育てナビ利用者数(延べ)	600人
母子保健型	母子保健相談窓口来所件数	5,500人
地域づくり事業(地域子育て支援拠点事業)		
地域子育て支援センター	施設数	11箇所
	利用者数(延べ)	101,234人
親子つどいの広場	施設数	3箇所
	利用者数(延べ)	45,000人

市川市よりそい支援(重層的支援体制整備事業)実施計画
令和5年度(2023年度)

発行日 令和5年6月

発行 市川市

編集 市川市福祉部地域共生課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-712-8546 FAX 047-712-8741

市公式Webサイト <https://www.city.ichikawa.lg.jp/>